新型コロナウイルス感染症に伴う

税金・保険料などの免除・減免・納付猶予のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響で、税金や保険料などの納付が困難な方は、下記のとおり免除や減免、納付の猶予を受けることができます。

詳しくは、市ホームページなどをご覧いただくか、お問い合わせください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

問合せ先＝保険年金課国保賦課係（☎28-9310）、保険年金課高齢者医療・年金係（☎28-9312）

保険年金課（ヨリネスしばた3階）で、申請手続きが必要です。減免割合や減免対象期間など、詳しくはお問い合わせください。

対象＝同感染症の影響により、主たる生計維持者が❶または❷に該当する世帯

❶死亡または重篤な状態になった場合

❷事業収入などが減少し、次の全てに該当する場合

▼事業収入などの減少額が、前年収入の30％以上

▼前年の合計所得金額が1000万円以下

▼事業収入などに伴うもの以外の前年所得の合計額が400万円以下

申請方法＝減免申請書、申請者の本人確認書類、主たる生計維持者の令和元年及び令和2年の収入状況が確認できる書類を提出してください。減免申請書は保険年金課にあります

申請期限＝令和3年3月31日㈬

国民年金保険料の免除

問合せ先＝ねんきん加入者ダイヤル（☎0570-003-004）、新発田年金事務所（☎23-2128）、保険年金課高齢者医療・年金係（☎28-9312）

特例免除申請の手続きを行うことができます。免除制度や申請方法など、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

対象＝右記の全てに該当する方

▼令和2年2月以降に、同感染症の影響で収入が減少した方

▼令和2年中の所得が、免除などに該当する水準になることが見込まれる方

介護保険料の減免

問合せ先＝高齢福祉課介護保険係（☎28-9201）

高齢福祉課（ヨリネスしばた2階）で、申請手続きが必要です。減免割合や減免対象期間など、詳しくはお問い合わせください。

対象＝同感染症の影響により、主たる生計維持者が❶または❷に該当する第1号被保険者

❶死亡または重篤な状態になった場合

❷事業収入などが減少し、次の全てに該当する場合

▼事業収入などの減少額が、前年収入の30％以上

▼事業収入などに伴うもの以外の前年所得の合計額が400万円以下

申請方法＝減免申請書、申請者の本人確認書類、主たる生計維持者の令和元年及び令和2年の収入状況が確認できる書類を提出してください。減免申請書は高齢福祉課にあります

申請期限＝令和3年3月31日㈬

市税の納付猶予

問合せ先＝収納課（〒957-8686 住所記載不要、☎28-9300）

収納課（ヨリネスしばた3階）で直接、郵送またはeltax（エルタックス）による申請手続きが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

対象＝同感染症の影響により市税の納付が困難となり、次の全てに該当する方

▼令和2年2月以降に1か月以上、事業などに係る収入が前年同時期に比べて概ね20％以上減少

▼一時に納付し、または納入を行うことが困難

猶予対象となる税＝市県民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税など

猶予期間＝最長1年（納期限の翌日から1年間）

その他＝猶予期間中は延滞金が免除されます。また、財産の差押えや売却が猶予されます

申請方法＝申請書、収入や現金・預金残高が分かる書類を提出してください。申請書は収納課にあるほか、市ホームページからダウンロードできます

申請期限＝各税の納期限または、6月30日㈫のいずれか遅い日

固定資産税・都市計画税の減免

問合せ先＝税務課固定資産税家屋係（☎28-9322）

申告方法など、詳しくは今後発行する「広報しばた」でお知らせします。

対象＝同感染症の影響で厳しい経営環境にあり、一定要件を満たす中小事業者など

減免対象となる税＝償却資産、事業用家屋（土地は除く）に対する令和3年度分の税

申告期間（予定）＝令和3年1月4日㈪～31日㈰

下水道使用料などの納付猶予

問合せ先＝下水道課業務係（☎23-7178）

下水道課（水道局庁舎）へ、直接または電話で相談してください。

対象＝同感染症の影響により納付が困難な方

猶予対象となる使用料など

▼下水道使用料…令和2年4月分・5月分

▼下水道事業受益者負担金及び分担金…令和2年6月分～令和3年1月分

猶予期間

▼下水道使用料…最長6か月

▼下水道事業受益者負担金及び分担金…最長1年

し尿処理手数料の納付猶予

問合せ先＝環境衛生課資源リサイクル係（☎28-9115）

環境衛生課（ヨリネスしばた1階）へ、直接または電話で相談してください。

対象＝同感染症の影響により納付が困難な市民・事業者

猶予対象＝令和2年4月分・5月分の手数料

猶予期間＝最長3か月

申請期限＝7月31日㈮

公営住宅家賃・駐車場使用料の減免

問合せ先＝社会福祉課庶務住宅係（☎28-9220）

社会福祉課（ヨリネスしばた2階）で、申請手続きが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

【公営住宅家賃】

対象＝収入月額が減免基準（世帯の収入月額が6万円以下）に該当する方など

申請方法＝申請書、収入申立書、収入が減少したことを確認できる書類を提出してください。申請書は社会福祉課にあります

【駐車場使用料】

対象＝自動車税または軽自動車税の減免を受けている方

申請方法＝申請書、自動車税または軽自動車税の減免を受けていることを証明する書類を提出してください。申請書は社会福祉課にあります

※既に家賃及び駐車場使用料の減免を受けている方は対象となりません。

新型コロナウイルス 緊急経済対策

今・得キャンペーン参加事業者を募集

市では、新型コロナウイルスの流行により打撃を受けている市内経済を盛り上げるため、「今・得キャンペーン」を実施します。キャンペーンに参加する事業者を、6月15日㊊まで随時募集します。

今・得プレミアム商品券・飲食券参加事業者募集

問合せ先=商工振興課（ヨリネスしばた6階、〒957-8686 住所記載不要、☎28-9650、FAX28-9670、Eメール shoukou@city.shibata.lg.jp）

下記のとおり、商品券および飲食券を販売します。この券を使える事業者や店舗になるためには、登録申請が必要です。詳しくは、募集要項をご覧いただくか、お問い合わせください。募集要項は商工振興課にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

利用期間=6月15日㊊～12月31日㊍
換金期間=6月15日㊊～令和3年1月29日㊎

登録申請方法=所定の申請書を直接、郵送、ファックスまたはEメールで提出してください。

商品券

市内全世帯向けに販売するプレミアム付きの商品券を取り扱う事業者や店舗を募集します。

商品券の概要

▼種類…大型店・市内専門店で利用できる「共通券」6枚、市内専門店のみで利用できる「専門券」8枚の計14枚つづり。各券の額面は、1枚当たり500円
▼販売対象…市内の全世帯
▼販売価格…1冊5000円（7000円分の商品などを購入できます）

飲食券

市内飲食店で利用できるプレミアム付きの飲食券を取り扱う事業者や店舗を募集します。

飲食券の概要

▼種類…飲食券13枚つづりで、額面は1枚当たり500円
▼販売価格…1冊5000円（6500円分の飲食ができます）

割引価格でお得にお食事!

今・得キャンペーン飲食事業 参加店募集

問合せ先=商工振興課（ヨリネスしばた6階、〒957-8686 住所記載不要、☎28-9650、FAX28-9670、Eメール imatoku@city.shibata.lg.jp）

宴会で料理を提供する飲食店で一定の要件を満たす事業者に対し、お客様が支払う食事代金の一部を市が補助します。このキャンペーンの参加事業者を募集します。参加する場合は、登録申請が必要です。

詳しくは、募集要項をご覧いただくか、お問い合わせください。募集要項は商工振興課にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

※写真はイメージです。

キャンペーンの概要

参加事業者は下記プランに基づき、宴会などの料理（飲み物は除く）を提供していただきます。後日、市から値引き分の8割を補助します。

参加対象=市内の料亭・割烹、居酒屋など
キャンペーン期間=7月1日㊌～12月31日㊍

プランの内容

▼宴会プラン…10人以上の団体客に対し、料理のみで1人前4000円または6000円のコースメニューを設定し、半額で提供
▼居酒屋プラン…5～9人のグループ客に対し、1人当たり2000円以上の料理を注文した場合に1000円引きで提供

新型コロナウイルスに関する電話相談を受け付けます

新型コロナウイルスについて、多くの問い合わせや相談が寄せられています。市では、市民の皆さんからの問い合わせなどに対応するため、内容ごとに専門の電話相談窓口を開設しました。

なお、これに伴い、新発田市民向けコールセンター専用回線（☎28-7201）は利用できなくなります。ご理解・ご協力をお願いします。

開設時間=土・日曜日、祝日を除く、月～金曜日の午前8時30分～午後5時

感染が疑われる方の相談窓口

以下のいずれかに該当する場合は、すぐに帰国者・接触者相談センター（新発田保健所内、☎26-9651）へご相談ください。

▼息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
▼高齢者、妊婦、持病があるなど重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
▼上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合

問合せなどの内容	問合せ先
新型コロナウイルス関する健康不安について	☎28-9211（健康推進課内）
新型コロナウイルス感染症対策本部について	☎28-9510（地域安全課内）
特別定額給付金について	☎21-4600（特別定額給付金相談窓口 専用回線）
事業者への支援制度について	☎28-7425（事業者支援総合相談窓口 専用回線）

地域ふれあいルーム利用者募集

問合せ先=健康長寿アクティブ交流センター（旧 地域交流センター、☎26-3030）

地域ふれあいルームは、会話やレクリエーションなどを楽しみながら、仲間づくりや交流ができる場です。利用料や開設日など、詳しくは、健康長寿アクティブ交流センターまたは各ルームへお問い合わせください。

対 65歳以上で独り暮らしの方や日中一人になる方
申 利用を希望する地域ふれあいルームに、直接申請書を提出してください。申請書は各ルームにあります

実施施設	電話番号
あやめ地域ふれあいルーム（健康長寿アクティブ交流センター内）	26-3030
第七区地域ふれあいルーム	24-6649
御幸町地域ふれあいルーム（御幸町ふれあいコミュニティセンター内）	26-5276
猿橋地域ふれあいルーム（猿橋コミュニティセンター内）	20-5361
豊町地域ふれあいルーム（豊町ふれあいコミュニティセンター内）	22-8586
島潟地域ふれあいルーム	24-4169
大槻地域ふれあいルーム	28-5004
豊浦地域ふれあいルーム（高齢者生きがいセンター内）	22-7094

実施施設	電話番号
紫雲寺地域ふれあいルーム（特別養護老人ホームしうんじ内）	41-4700
加治川地域ふれあいルーム（加治川コミュニティセンター内）	33-2130
上町地域ふれあいルーム	26-1899
本町地域ふれあいルーム	22-5902
加治地域ふれあいルーム（三日市・早道場集落開発センター内）	23-2101
菅谷地域ふれあいルーム（菅谷コミュニティセンター内）	29-2002
住吉地域ふれあいルーム（住吉コミュニティセンター内）	26-7060

空家などの適正管理をお願いします

問 建築課 空家・住宅対策係（☎26-3557）

大雨や強風で屋根や外壁が飛散したり、隣家や通行人、車両などに被害を与えたりした場合は、建物の所有者が責任を負うことになります。建物の所有者は、事故を起こさないよう適正な管理をお願いします。

自分で管理ができない場合は、親戚や近隣の方、業者などに管理を依頼するとともに、あらかじめ所有者の連絡先を近隣の方に知らせておくなど、自然災害などの非常時にも備えましょう。

相続放棄をしていても管理責任があります

民法では、空家などの相続放棄をしていても次の相続人が管理を始めるまでは、相続放棄をした方に管理責任があるとされています。相続放棄をしている方も、空家などの適正な管理にご協力をお願いします。

「空き家バンク」をご利用ください

申・問 建築課空家・住宅対策係（地域整備庁舎2階、☎26-3557）

市では、空き家を有効活用し、定住人口の増加や地域活性化につなげるため、「空き家バンク制度」を設けています。物件情報を登録すると、市ホームページなどで紹介します。

また、同制度を利用した場合、空き家を売りたい方、借りたい方の双方への補助金制度もあります。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

	売りたい方	買いたい方
登録条件	市内に空き家（居住を目的として建築した物件）を所有し、売却を希望される方	空き家に定住する意思がある、または定期的に滞在し、地域活性化に貢献したいと考えている方
必要書類	▼登録申請書 ▼運転免許証などの本人確認書類 ▼物件の位置図、間取り図 ▼登記簿（土地、建物）、公図の写し ▼固定資産税の課税（納税）証明書の写しまたは納税通知書・課税明細書の写し	▼利用者申請書 ▼運転免許証などの本人確認書類
補助金制度	家財道具などの処分経費の補助 （対象経費の3分の2以内、上限10万円）	祝金の交付 （市外からの転入者は10万円、市内在住者は5万円）

6月は環境月間

ごみの減量と資源化に取り組みましょう

問 環境衛生課資源リサイクル係（☎28-9115）

毎日の生活の中で出る「ごみ」は、少しの手間をかければ資源になるものが多くあります。ごみの量を減らすコツは、「ごみになる物を受け取らない」ことと「資源化」です。処理経費の削減や地球温暖化の防止のため、「ごみの減量」にご協力をお願いします。

家庭ごみの量はどれくらい？

ごみ処理施設に搬入された市内の家庭ごみの量は、平成24年度以降、減少傾向にありましたが、令和元年度は前年度に比べて「燃えるごみ」「燃えないごみ」ともに増加しました。

家庭ごみの量（令和元年度）

燃えるごみ…16,994トン

燃えないごみ…746トン

ごみの減量化のためにできること

マイバッグを使いましょう！

7月1日から、全国でレジ袋の有料化が義務付けられます。お金を払えば、レジ袋を使えますが、できるだけマイバッグを活用し、ごみの削減につなげましょう。

生ごみは水切りをしましょう！

生ごみを焼却する際に水分が多いとたくさんの燃料が必要となり、焼却炉にも負担がかかります。水気をよく切ることでごみの量が減り、温室効果ガスの削減や焼却炉が長持ちすることにつながります。

水切りに用いる「二重底バケツ」は生ごみの堆肥化のほか、燃えるごみを出す場合にも効果的です。ぜひ、ご購入ください。

生ごみ処理機器の購入費を補助します

市では、生ごみ処理機器の購入費の一部を補助しています。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

補助対象＝コンポスト容器、EM容器（二重底バケツを含む）、電動生ごみ処理機（電動生ごみ処理機は1世帯につき1台まで）

補助金額

▼コンポスト容器、EM容器…1個につき購入費の3分の1（上限2,000円）

▼電動生ごみ処理機…購入費の3分の1（上限3万円）

資源ごみを分別しましょう！

燃えるごみの中には、ペットボトルや紙類など、リサイクルできる資源物がたくさんあります。中でも、紙類は焼却場に搬入されるごみの3割以上を占めています。

分別の徹底は、ごみの減量化につながるだけでなく、資源物を売却することで市の収入となり、貴重な財源をより多くの市民サービスに充てることができます。

火災が発生しました！スプレー缶、ガスボンベの捨て方にご注意ください

今年に入り、可燃性ガスの残った容器が原因と思われる、ごみ収集車両の火災が2件発生しました。

スプレー缶やカセットコンロのガスボンベなどの容器を捨てる際は、必ず最後まで使い切り、火気のない屋外で穴を空けてから、「空き缶類」として出してください。

穴を空けられない場合や中身が残っている場合は、「新発田市ごみガイドブック」に記載されている許可業者に直接依頼してください（有料）。